

前 障
令和2年4月30日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う放課後等デイサービス及び児童発達支援の利用について(第二報)

保護者の皆様には、新型コロナウイルスへの感染リスクを最小限に抑えることについて、特段のご理解ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月20日付け発出の前橋市長通知により、令和2年4月21日(火)から令和2年5月6日(水)までの間、お子さまがご自宅で過ごすことが可能な場合には、事業所への通所を控えていただきますよう、お願いさせていただいたところではありますが(別紙)、本市立学校の臨時休業期間が延長されたことを受けまして、放課後等デイサービス及び児童発達支援をご利用のお子さまにつきましても、令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)までの間、お子さまがご自宅で過ごすことが可能な場合には、引き続き事業所への通所を控えていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

※今後、状況に応じて対応が変わる可能性があります。ご了承ください。

問い合わせ先
前橋市役所障害福祉課障害政策係
TEL 027-220-5713
FAX 027-223-8856

別紙

前 障

令和2年4月20日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う放課後等デイサービス及び児童発達支援の利用について

令和2年4月16日付けで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されました。

現在、群馬県においては、社会福祉施設の使用制限及び使用停止に係る要請は出されておりませんが、保護者の皆様には、緊急事態であることをご考慮いただき、新型コロナウイルスへの感染リスクを最小限に抑えるため、令和2年4月21日(火)から令和2年5月6日(水)までの間、お子さまがご自宅で過ごすことが可能な場合には、事業所への通所を控えていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、通所を控えた場合、事業所には、自宅への訪問、電話その他の方法によりお子さまの健康管理や相談支援を行うなど、可能な範囲での代替的な支援の実施を検討していただくよう、お願いしております。

※今後、状況に応じて対応が変わる可能性があります。ご了承ください。

問い合わせ先

前橋市役所障害福祉課障害政策係

TEL 027-220-5713

FAX 027-223-8856